## 障がい者である職員の任免の状況(令和5年6月1日現在)

このことについて、警察本部における令和5年6月1日現在の障がい者である職員の任免の状況は、下記のとおりです。

記

	(1) 法定雇用障	(2) 障がい者の	(3) 実雇用率	(4) 不足数	備考
	がい者数の算定	数	((2) / (1) *100)		
	の基礎となる職				
	員数				
令和5年6月1日	395.0人	11.5人	2. 91%	0人	
【参考】					
令和4年6月1日	394.0人	10.5人	2. 66%	0人	

- 1. (1) 欄は、職員総数から除外職員数を除いた職員数である。
- 2. (2) 欄の「障がい者の数」は、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務員 以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてカウントして いる。

また、短時間勤務職員である重度身体障がい者及び重度知的障がい者、短時間職員である精神障がい者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5 カウントとしている。

3. (4) 欄の「不足数」とは、(1) 欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から、(2) 欄の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は、法定雇用率達成となる。

このページに関するお問い合わせ 岩手県警察本部 警務課 人事係 〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8-10

電話番号:019-653-0110